

なお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設」に改め、同項第五号中「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮」を「障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設」に改め、同条第二項第二号中（平成十七年法律第二百二十三号）を削り、「同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。」のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業」を「のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業」に改める。

第六十六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を削り、同項第三号の二を同項第四号とし、同項第五号を次のように改める。

五 削除

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第六十七条 施行日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約（附則第二十五條の規定による改正前の児童福祉法第三十四條の三第一項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業、附則第三十四條の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十六條第一項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者居宅介護等事業又は附則第五十一條の規定による改正前の知的障害者福祉法第十八條の規定による届出がなされた知的障害者居宅生活支援事業のうち知的障害者居宅介護等事業若しくは知的障害者地域生活援助事業に係るものに限る。）は、第七十九條第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

2 施行日前に附則第六十四條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとみなす。

第六十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約（社会福祉法第六十二條第一項の規定による届出がなされた附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設又は附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮に係るものに限る。）は、社会福祉法第六十二條第一項の規定による届出がなされた附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設に係る退職手当共済契約とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約（第七十九條第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業に係るものに限る。）は、第七十九條第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、共同生活介護若しくは共同生活援助を行う事業又は移動支援事業に係る退職手当共済契約とみなす。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に附則第六十五條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の同法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部改正）

第六十九条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部を次のように改正する。

第十九條第三号中「知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五條第一項に規定する知的障害者援護施設）」を「障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設）」に改め、同条第四号中「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に改める。

（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条 附則第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定を適用する。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第七十一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中、「第四十九條」を「又は第四十九條、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九條」に改める。

第一百四條第二項及び第八十八條第一項中、「第四十九條」を「又は第四十九條、障害者自立支援法第二十九條」に改める。

第七十二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設（次号に於て障害者支援施設ト称ス）へノ入所ノ期間（同条第六項に規定スル生活介護（次号に於て生活介護ト称ス）ヲ受ケタル場合ニ限ル）

第四十六條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者支援施設（生活介護ヲ行フモノニ限ル）ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノノ入所ノ期間

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第七十三条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二條の八第四項第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十二條の八第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間

第二十四條第一項第一号を次のように改める。

一 障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）

第二十四條第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二條の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設に入所している間

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第七十四条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條の二第一項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第七十四条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十四條の二第一項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第十四条の二第一項に次の一号を加える。
 三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合
 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）
 第七十五条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第二十六条の二第二号中「収容される」を「入院する」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
 二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第七十六条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第三十条の二第二項に次の一号を加える。
 三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合

（介護保険法施行法の一部改正）

第七十七条 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の十一第二項の規定による支給の決定（同法第五条第四項に規定する身体障害者療護施設に係るものに限る。）を受けて同法第十七条の二十四第一項の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設に入所しているもの若しくは同法第十八条第三項の規定により身体障害者療護施設に入所しているもの」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第六項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているものうち厚生労働省令で定めるもの」に改める。
 （生活保護法の一部改正）

第七十八条 生活保護法の一部を次のように改正する。

第八十四条の三中「第十八条」を「第十八条第三項」に、「又は老人福祉法第十一条」を「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号に「若しくは特別養護老人ホーム」を「に入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホーム」に「に対する」を「又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特別訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」に、「施設に引き続き入所して」を「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」に改める。

第七十九条 生活保護法の一部を次のように改正する。

第八十四条の三中「第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設」を「第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に、「第十五条の三第二項」を「第十六条第一項第二号」に、「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項」に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居して、障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所して」に、「訓練等給付費若しくは特別訓練等給付費」を「同法第十九条第一項に規定する介護給付費等」に、「共同生活援助を行う住居に入居して」を「障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所して」に改め、「又は住居」を削り、「入所し、又は入居して」を「入所して」に改める。
 （生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条 附則第七十八条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、施行日以後に、同条に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

第八十一条 当分の間、附則第七十九条の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四条の三中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十五条の四の規定により障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護（以下この条において「共同生活介護」という。）若しくは同法第五条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは知的障害者福祉法第六十六条第一項第二号」と、「に対する」とあるのは「若しくは共同生活介護若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替えられた新法第八十四条の三に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

3 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生療護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者療護施設（附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通動察を除く。）は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四条の三の規定を適用する。

（国民健康保険法の一部改正）

第八十二条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第八十六条の二の見出し中「又は入居中」を「入所又は入居中」に改め、同条第一項中「又は入所」を「入所又は入居」に、「又は施設」を「施設又は住居」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居への入居

第八十三条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第八十六条の二第一項中「施設又は住居」を「又は施設」に改め、同項第二号中「第七号」を「第七号第一項」に改め、同項第三号を削り、同項第二号の二中「第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居への入居」を「第五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項の厚生労働省令で定める施設への入所」に改め、同号を同項第三号とし、同項第四号中「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等（同法第二十一条の八に規定する知的障害者通動察を除く。）又は」を削る。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第八十四条 附則第八十二条の規定による改正後の国民健康保険法第十六条の二の規定は、同条第一項第二号の二に掲げる入居をすることにより、施行日以後に当該住居の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該住居に入居をした際、当該住居が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第八十五条 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下この条において「新法」という。))第一百六条の二の規定を適用する。
2 当分の間、新法第十六条の二第一項中「又は施設」とあるのは、「施設又は住居」と、同項第三号中「又は」とあるのは、「若しくは」と、「入所」とあるのは、「入所又は同条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居への入居」とする。
3 前項の規定により読み替えられた新法第十六条の二の規定は、同条第一項第三号に掲げる入所又は入居をすることにより、附則第一号に掲げる規定の施行の日以後に当該施設又は住居の所在する場所に住所を変更したと認められる国民健康保険の被保険者であつて、当該施設又は住居に入所又は入居をした際、当該施設又は住居が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第八十六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百五号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第七号中「第二十七号第二項又は第三項」を「第二十八号第一項又は第二項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同項第八号を次のように改める。
八 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス(同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。)の事業の用に供する施設の災害復旧事業

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第八十七条 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下この条において「新法」という。))第一百六条の二の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第三条第一項の規定を適用する。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)
第八十八条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。
別表第一中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設」及び「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。)(又は)」を削り、「特別養護老人ホーム」の下に「又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十二条に規定する障害者支援施設(同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。)」を加える。

別表第二中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設」及び「知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。)(又は)」を削り、「特別養護老人ホーム」の下に「又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十二条に規定する障害者支援施設(同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。)」を加える。

別表第二中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設」及び「知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。)(又は)」を削り、「特別養護老人ホーム」の下に「又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設(同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。)」を加える。
(地震防災対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第八十九条 附則第四十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設(附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの又は同法第三十条に規定する身体障害者療護施設に限る。)(又は附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下この条において「新法」という。))第一百六条の二の規定を適用する。)

(沖繩振興特別措置法の一部改正)
第九十条 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
別表十八の項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同表十九の項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同表中二十一の項を削り、二十二の項を二十一の項とし、二十三の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げる。
(地方自治法の一部改正)
第九十一条 地方自治法の一部を次のように改正する。
第二百五十二条の十九第九項第八号を次のように改める。
八 障害者の自立支援に関する事務
別表第一精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の項第一号中「第五章第四節」を削る。

第九十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の項第一号中「第三項」を「第六項」に改める。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)
第九十三条 次に掲げる法律の規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。
一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十八号第一項
二 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第三条第三項第二号
三 地価税法(平成三年法律第六十九号)別表第一第六号
四 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)別表

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第九十四条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条の五第三項」を削り、「第二十一条の三第三項(同法第二十一条の九第九項及び)」を「第二十一条の四第三項」に、「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に、「又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十四条第三項」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第八十四条第三項又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第七十三条第

律第一百十号)第八十四条第三項又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第七十三条第

